

平成26年度「規制緩和要望」について

〔平成26年10月23日〕
一般社団法人 第二地方銀行協会

当協会は、平成26年度「規制緩和要望」として、地域活性化や中小企業の再生支援等に関する要望を別添のとおり取りまとめ、去る10月20日に、内閣府（規制改革ホットライン）に提出いたしました。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

金融情報室：中山、大持

TEL:03-3262-2543

一般社団法人 第二地方銀行協会 平成26年度「規制緩和要望」

○新規要望

1. (株) 農林漁業成長産業化支援機構の支援による6次産業化推進のための地域ファンド(サブファンド)の利便性向上

【要望】6次産業化事業体への投資に関する機構の同意要件を明確にするとともに、無限責任組合員の判断を尊重するなど要件を緩和する。

2. 信用保証協会保証付債権におけるDDS(資本的劣後化)適用基準の緩和

【要望】DDSに信用保証協会が参加する場合、迅速かつ効率的に事業再生を進めるため、案件に応じて柔軟に対応する。

3. 動産・債権譲渡登記制度の整備

【要望】個人を譲渡人とする動産・債権譲渡について登記可能とし、その上で、譲渡登記が占有改定による譲渡担保に優先するよう制度を改正する。

4. 銀行による議決権保有の上限(5%ルール)の緩和

【要望】公的機関の一定の関与の下で、銀行の議決権保有規制を緩和し、非上場の中小企業に対する保有上限を一定程度引き上げる。

5. 銀行の保険窓販に係る融資先販売規制の廃止

【要望】銀行の保険窓販規制を緩和し、融資先への保険販売を全面的に解禁する。

○継続要望

(「成長分野等」に関する要望項目)

1. 農業生産法人の設立要件の緩和

【要望】企業等の多様な担い手が農業に参入できるよう、農業生産法人の設立要件(出資額や役員数等)を緩和する。

2. 中小企業信用保険制度の農業への適用

【要望】異業種から農業への新規参入に限り、中小企業信用保険の適用対象に農業を加える。

3. 社会福祉法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きの不要化

【要望】社会福祉法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きを不要とする。

4. 太陽光発電事業における屋根・屋上の賃借に係る登記制度の整備

【要望】太陽光発電事業における屋根・屋上の賃借を念頭に、現状、建物の一部に対する登記が出来ないとされている登記制度を見直す。

5. 太陽光発電の推進に係る農地転用手続きの簡略化

【要望】太陽光発電パネルの設置にあたり、耕作の用に供されていない農地については、農地転用手続きを簡略化する。

(金融機関業務に関する要望項目)

6. 「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外

【要望】国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について割賦販売法の規制の対象外とする。

7. 信用保証協会保証付債権の譲渡に関わる要件の緩和

【要望】再生ファンド等に譲渡する際の要件として、現状認められている中小企業再生支援協議会の策定支援計画等に加え、「認定支援機関が関係者と合意のうえ策定した再生計画」を追加する。

8. 動産譲渡登記等を取り扱う登記所の複数化

【要望】動産譲渡登記等を取り扱う登記所（現在、東京法務局のみ）を複数化する。特に復興支援の観点から、東北地区の対応を優先する。

9. 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化

【要望】事務負担軽減等の観点から、不良債権開示の一元化を図る。

10. 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外

【要望】生命保険募集人である企業の役職員、および当該企業と密接な関係を有する法人の役職員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外する。

以 上